

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

1 事業者概要

事業者名称	ほうらい薬局
事業所の所在地	福島県福島市蓬萊町二丁目2番2号
指定番号	福島県知事指定介護事業所 第0740141320号)
代表者名	長谷川 祐一
電話番号	024-549-2191

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、ほうらい薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3 提供するサービス

サービス区分と種類	居宅療養管理指導等サービス
サービス内容	①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。 ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。 注) 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

4 職員等の体制

管理者	管理薬剤師 渡邊 敏
-----	------------

職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師	5名	・常勤：4名 勤務時間：月曜日～金曜日 9：00～18：00 土曜日 9：00～13：00 ・非常勤：1名 勤務時間：月・水・木・金曜日 13：00～17：30
事務員	4名	・常勤：3名 勤務時間：月曜日～金曜日 9：00～18：00 土曜日 9：00～13：00 ・非常勤：月・火・木曜日 9：00～16：00

5 担当薬剤師

担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。

- ①利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）。

6 営業日時

営業日	月曜日～土曜日 ただし、国民の祝祭日及び年末年始を除きます。
営業時間	月曜日～金曜日 9：00～18：00 土曜日 9：00～13：00

7 通常の事業の実施地域

通常の実施地域は、福島市蓬萊町及びその近隣の区域

8 緊急時の対応等

- ①緊急時等の体制として、転送電話（TEL024-549-2191）により 24 時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ②必要に応じて利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

9 利用料

介護保険制度の規程により、以下の通り定められています。

① 居宅療養管理指導サービス提供料として

＜居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導費＞

	1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
単一建物居住者が 1 人	518 円／回	1,036 円／回	1,554 円／回
単一建物居住者が 2 ～ 9 人	379 円／回	758 円／回	1,137 円／回
単一建物居住者が 10 人以上	342 円／回	684 円／回	1,026 円／回
オンライン服薬指導の場合	46 円／回	92 円／回	138 円／回

② 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合等

	1 割負担 の方	2 割負担 の方	3 割負担 の方
麻薬等の特別な薬剤を使用している場合	100 円／回	200 円／回	300 円／回
医療用麻薬持続注射療法を行っている場合	250 円／回	500 円／回	750 円／回
在宅中心静脈栄養法を行っている場合	150 円／回	300 円／回	450 円／回

③ 離島や中山間地域等でサービスをご利用の場合

- ・ 離島等に所在する事業所のサービスのご利用に関しては、①の月の利用の合計金額に 15% が加算されます。
- ・ 中山間地域等に所在する小規模事業所のサービスのご利用に関しては、①の月の利用の合計金額に 10% が加算されます。
- ・ 離島や中山間地域等に居住する方へのサービス提供に関しては、①の月の利用の合計金額に 5 % が加算されます。

④ 居宅療養管理指導に要した交通費

当事業所からの往復の交通値を実費徴収いたします。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準といたします。

- ・ 片道 0 ～ 2 km 0 円
- ・ 片道 2 ～ 10 km 500 円
- ・ 片道 10 km ～ 1,000 円

注) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係る費用の一部をご負担いただきます。

10 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

連絡先	一般社団法人福島県薬剤師会 ほうらい薬局 〒960-8157 福島県福島市蓬萊町二丁目 2-2 TEL 024-549-2191
-----	--